

せら

2020
令和2年
4月 No.187

榎橋から撮影した桜の写真です。

今月の主な内容

令和2年度当初予算	2	手当額の改定について	23
世羅町役場職員配置表	4	町長室	34
町道草刈り作業交付金交付制度について	11	情報BOX	38
国民年金保険料のお知らせ	16	はじめてのおたんじょうび	42

令和2年度
当初予算

世羅らしくあれ！

～いつまでも住み続けたい

日本一のふるさと実現に向けて～



せら坊©世羅町

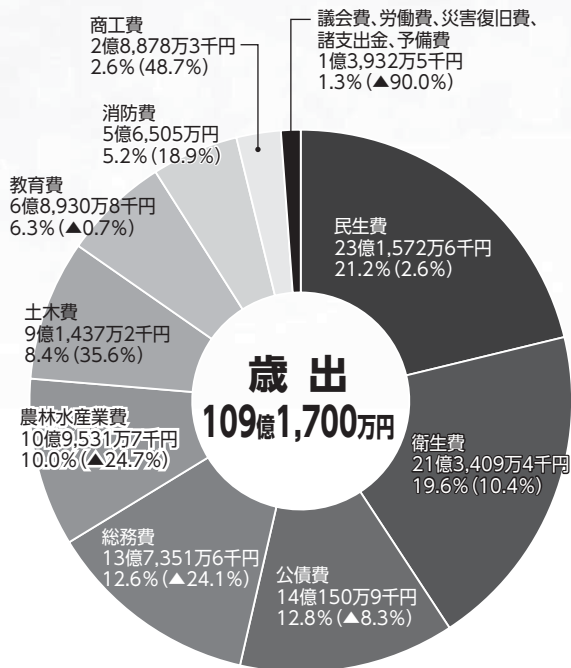
元号が令和に変わって最初の世羅町の予算が決定しました。
全会計の当初予算総額は168億2,870万6千円で、前年度より11億8,416万4千円の減（6.6%減）となりました。

一般会計予算額

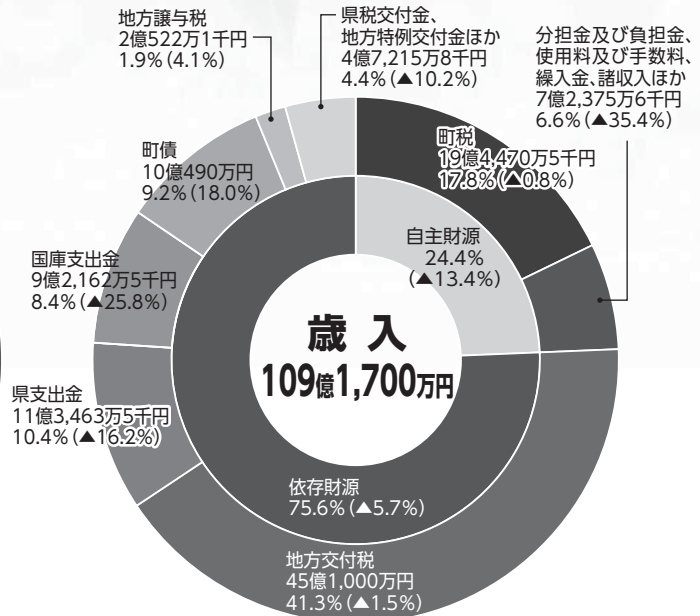
109億1,700万円 (7.7%減)

(%)は対前年度増減率を表しています。

歳出



歳入



町民1人あたりの
税金負担額は…

119,037円

(一般会計の町税歳入予算額÷人口※)
※平成27年国勢調査人口16,337人

一般会計予算について

令和2年度は、「世羅らしくあれ」をテーマに掲げ、本町の魅力アップに取り組み、事業の重点化による持続可能な行財政運営との両立を目指してまいります。予算総額は、109億1,700万円となり、令和元年度と比較して7.7%の減額となりました。町民の皆様のご要望に応えられるよう、限られた財源を最大限に活用しながら、堅実な行財政運営に努めてまいります。

大型の建設事業が一段落したことや、平成30年度の西日本豪雨災害の被災箇所の復旧に令和元年度で集中的に取り組んだこと等により、全体の予算規模と財源不足を補うための基金取崩しを大きく抑制いたしました。また、新規事業は5件で、計7,005万5千円を計上しています。主なものでは、消防団施設整備事業、自治センター整備事業、学校給食センター整備基本構想検討などがあります。

令和2年度においては、第2次長期総合計画の中間見直しのほか、過疎地域自立促進計画に続く新たな計画の策定などを予定しています。将来に向けて推進すべき施策の検討では、現在の課題とこれからの課題を分析し、将来の本町とそこに暮らす方々の姿を描きながら、効果的で実効性の高い事業を選択していきます。

主要事業とその予算額

1 健幸づくり

安心して幸せに暮らせる
健康・福祉のまちづくり

- 子育て世代包括支援事業
.....【291万円】
- 健康ポイント事業
.....【100万円】
- 健康診査・指導事業
.....【6,605万3千円】

2 ものづくり

ひととしごとの活力が
あふれる産業のまちづくり

- 観光施設整備事業
.....【5,589万9千円】
- 未来創造支援事業
.....【1,064万3千円】
- 世羅ブランド支援事業
.....【120万円】

3 人づくり

豊かな心を育む
教育・文化のまちづくり

- 小中学校施設整備事業
.....【230万7千円】
- スポーツ・レクリエーション推進事業
.....【1,961万6千円】
- 学校給食センター整備基本構想検討
.....【9万円】

4 安全安心づくり

快適で安全な暮らしを支える
確かな基盤のまちづくり

- 消防団施設整備事業
.....【5,244万円】
- 河川浚渫事業
.....【1,500万円】
- ふれあい収集事業
.....【50万5千円】

5 地域づくり

地域とまちの未来を創る
協働のまちづくり

- 自治センター整備事業
.....【202万円】
- 自治振興交付金
.....【2,124万2千円】
- 地域おこし協力隊活用事業
.....【1,334万7千円】



町民1人あたりに
使われる予算は…

668,238円

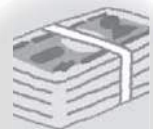
(一般会計の歳出予算額÷人口※)
※平成27年国勢調査人口16,337人



高齢者、児童福祉などに
141,747円



医療やゴミ処理などに
130,631円



借入金の返済のために
85,787円



自治センター運営や
情報通信サービスなどに
84,074円



農林業の振興に
67,045円



道路や河川の整備などに
55,969円



学校、社会教育などに
42,193円



消防活動や防災のために
34,587円



商工・観光の振興に
17,677円



議会費などに
8,528円

特別会計	予算額	公営企業会計	予算額
国民健康保険事業特別会計	16億6,376万3千円	上水道事業会計	7億1,780万9千円
後期高齢者医療制度特別会計	5億6,807万9千円	公共下水道事業会計	3億7,318万6千円
介護保険事業特別会計	25億2,879万8千円		
介護サービス事業特別会計	782万8千円		
農業集落排水事業特別会計	5,224万3千円		

特別会計等(7会計)予算合計額
59億1,170万6千円(4.4%減)

【お問い合わせ先】 財政課 財務係 ☎ 22-1115

世羅町役場職員配置表

町長 奥田 正和

副町長 海見 裕嗣

教育長 松浦 ゆう子

(令和2年4月1日現在)

課名	課長	課長補佐・所長	係	係長	係員					
会計課	会計管理者 藤井 博美		出納係	石橋奈三穂	後呂 修二					
総務課	広山 幸治	田原 賢司 三浦 正剛	総務係	正治 直幸	田口 直美	岡本 章男	大坪 翔			
			生活安全係	垣内 賢司	鶴田 知子	細美 圭介				
財政課	矢崎 克生		財務係	中川 聖子	深串 一樹	畠光 勇樹				
			管財契約係	原田 雅寛	吉宗 重洋	亀迫 正樹	宗友 香澄			
企画課	道添 毅		企画情報係	原 将記	中野 伸拓	貞光 貴之	久保田匡博	古山 将平		
			自治振興係	小林 英美	福本 教江	田坂 浩樹				
			定住支援係	藤川 道代	吉田 里菜					
税務課	石ヶ坪洋史		賦課係	宮丸 尚大	三石 雪子	真澄 智子	福原真理子	森政 書之	河野由佳利	橋原有美子
			収納係	和泉美智子	川岡 緑	比谷 聡志	宮崎 裕之	鈴木 綾香		
町民課	山口 徹		町民係	金行 美子	大霜 孝治	原 紀恵	今井由香里	真田 雄史	西内 萌	
			環境整備係	島中 准也	是竹美代子	沖光 晴彦				
子育て支援課	和泉 秀宣		児童保育係	波田 康範	永森 久恵	熊谷 裕子	橋高 宏幸	松浦 亮太		
			子育て支援係	渡辺 明美	國藤 澄江	佃 訓枝	大久保奈美子	沖永めぐみ	原田 萌未	
健康保険課	宮崎 満香		健康増進係	稲福 純哉	田坂 京子	栗原 正幸	多治見直子	三宅 康德	田村 理菜	
			保険係	山田 信夫	谷矢 功	田坂 由希	渡邊 彩織	清水 悠那		
福祉事務所 (福祉課)	飯塚 紀子		生活支援係	住田谷 保	梶迫 三賢	江種 淳	久保田一翔			
			高齢者地域 包括支援係	山崎 理恵	森 三枝	藤井 利幸	栗原 弘美	橋本 恭尚	細美 里彩	折重 美咲
産業振興課	大原 幸浩		産業振興係	城西 隆志	堂本 直樹	間處 俊彦	栗原 光春	佃 優子	堀 智史	山下 裕也
			農林整備係	藤井 俊彦	平野 康浩	石岡 一光	迫田 陽一	横田 康之	向田あんな	
			鳥獣被害対策係	浅倉 智治	池野真由美					
商工観光課	前川 弘樹		商工振興係	鶴田 千智	佃 公洋	西内 隆貴	雑賀明日菜			
			観光振興係	荻田 静香	福服 賢一					
建設課	金廣 隆徳		管理係	福本 宏道	黒木 克彦	池田 利香	小池 良和	貞行 雅司	石田 拓也	松本まりえ
			建設係	高橋 忍	浅倉 裕貴	松田 直也	新谷 愛恵	安井 直美	谷敷 裕一	
上下水道課	升行 真路		庶務係	市尻 孝志	高橋 忍	末盛 正恵				
			上下水道係	広山 博紀	貞森 直樹	内海 弘俊	森本健太郎	小林 達也	奥 美鈴	成光 柁紀

せらにし支所 生活課	山崎 誠		兼)山崎 誠	生活係	広山 紫文	掛 英樹	福田しのぶ	年宗 誠	戸成 友美	平田 莉菜
---------------	------	--	--------	-----	-------	------	-------	------	-------	-------

議会事務局	黒木 康範		庶務係	兼)黒木康範	追林 威宏					
選挙管理委員会事務局	併)広山幸治		選挙係	併)正治直幸	併)広山紫文	併)田口直美	併)岡本章男			
農業委員会事務局	併)大原幸浩		農地係	飯塚 安生	澤井 唯華	併)年宗 誠				
監査事務局	併)黒木康範				併)追林威宏					

いお保育所		山名 智並		竹中 京子	稲福 裕子	亀迫 梢	福原 裕文	油井 睦美		
にしおおた保育所		増谷 和子		加藤 芳子	升行 淳子	上久保理恵	沖田 和之	竹田 由佳		
にしおおた保育所おのみ分部		兼)増谷和子		爲清 詳子	波田 美子					
せらにし保育所		山本奈緒子		釣井 幸代	西村 弥生	宮本 英明	佐々木美有紀	小池 鮎美	再)道下瑞子	

課名	課長	課長補佐・所長	係	係長	係員					
学校教育課	脇田 啓治	黒木 和夫	学校教育係	西谷由季子	正田 一志	池内 佑介	福原 祥弘	佐倉 悠希	幣原 有希	
社会教育課	釣井 勇壮	兼) 鶴田敏治	社会教育係	向原 孝樹	林 光輝	藤野真喜子	兒玉真司郎	於子 卓司	橘鷹 彰史	
世羅学校給食センター		大本 桂二								
せらにし学校給食センター		兼) 大本桂二			黒田 具行					
せらにしタウンセンター		鶴田 敏治		兼) 向原孝樹	本川稚枝子	兼) 林 光輝				

併)：併任 兼)：兼務 派)：派遣 再)：再任用 任)：任用

施設名	館長
大田 庄 歴史館	任)成安信昭
甲 山 図 書 館	兼)釣井勇壮
世 羅 図 書 館	兼)釣井勇壮
せらにし図書館	兼)鶴田敏治
世羅郷土民俗資料館	兼)釣井勇壮

退職者と採用者

長年お世話になりました。

退職者 3月31日付

- 野曾原和浩 (総務課長)
- 生田 隆 (子育て支援課長)
- 光平 真悟 (せらにし支所生活課生活係主査)
- 田丸久仁江 (せらにし保育所長)
- 森 健 (学校教育課長)
- 宮田 貴子 (福祉課高齢者地域包括支援係主査)
- 竹内 正治 (世羅学校給食センター主査)
- 岸田 正明 (産業振興課農林整備係主任主事)

【帰任者】 広島県警察

為保 精一 (総務課主幹)

【帰任者】 広島県教育委員会

藤井 裕子 (学校教育課主幹)

松本 好弘 (学校教育課学校教育係主査)

世羅中央病院企業団からの派遣終了 3月31日付

原田 志穂 (健康保険課保険係主査)

採用者 4月1日付

大坪 翔 (総務課総務係主事)

宗友 香澄 (財政課管財契約係主事)

三宅 怜奈 (福祉課障害者支援係主事)

原田 萌末 (子育て支援課子育て支援係保健師)

【広島県警察より転入】

三浦 正剛 (総務課主幹)

【広島県教育委員会より転入】

脇田 啓治 (学校教育課長)

池内 佑介 (学校教育課学校教育係主査)

新規採用職員の紹介

◆大坪 翔 (総務課)

町民の皆様安心して快適な生活を送って頂けるように一生懸命日々の業務に取り組んでいます。よろしくお願ひします。



◆宗友 香澄 (財政課)

住みよく活気のある世羅のまちづくりに貢献できるよう精一杯努めたいと思います。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひします。



◆三宅 怜奈 (福祉課)

4月から入職した新入職員の三宅です。岡山県出身で、食べる事が趣味です。世羅町の一員として、これからよろしくお願ひします。



◆原田 萌末 (子育て支援課)

生まれ育った世羅町で働けることを大変嬉しく思っています。笑顔を大切に精進いたしますので、よろしくお願ひします。



一日も早くお役に立てるように頑張ります。よろしくご指導くださいますようお願いいたします。

ご利用ください♪時間延長窓口

毎月第4木曜日は、時間延長窓口の開設日です。

【開設日】 第4木曜日

【開設時間】 17時15分から19時まで



(令和2年度開設内容)

開設業務	開設場所とお問合せ先
住民票・印鑑証明 パスポートについては交付のみ	町民課 (町民係)
税納付・税務相談・税証明の交付	税務課
住民票・印鑑証明・税証明の交付 税納付・税務相談	せらにし支所 生活課

※パスポート交付事務は役場町民課 (町民係) のみの開設となりますので、ご注意ください。

※今年度から、生活安全相談は行いません。

※開設業務内容等については、各課にお問い合わせください。

※第4木曜日が祝日の場合には、開設はありません。

【お問い合わせ先】 総務課 総務係 ☎ 22-1111

世羅町役場電話番号

お気軽に
お問い合わせください。

<本庁舎> 代表22-1111
 会計課 22-1116
 総務課 22-1111
 町民課 22-5302
 22-4513
 財政課 22-1115
 企画課 22-3206
 税務課 22-5300
 議会事務局 22-4511

<南館>
 産業振興課 22-5304
 農業委員会事務局
 22-5301
 建設課 22-5309

<甲山農村環境改善センター>
 商工観光課 22-3216

<水道管理棟>
 上下水道課 22-0533

<せらにし支所>
 生活課 37-2111

<世羅保健福祉センター>
 代表25-0294
 健康保険課 25-0134
 福祉課 25-0072
 子育て支援課 25-0295

<保育所>
 いお保育所 24-0777
 にしおた保育所 27-0034
 にしおた保育所おおみ分園 29-0059
 せらにし保育所 37-1056

<せら文化センター>
 代表22-4411
 学校教育課 22-0548
 社会教育課 22-4411

<せらにしタウンセンター>
 タウンセンター 37-2115

<給食センター>
 世羅学校給食センター
 22-0420
 せらにし学校給食センター
 37-1124

早くて便利な
 直通番号を
 ご利用ください。



マイナンバーカード窓口申請について

マイナンバーカードの申請について、郵送・インターネットで行う方法（交付時来庁方式）に加え、役場窓口でもマイナンバーカードの申請を受付けます（申請時来庁方式）。

【受付開始日】 5月11日（月）

【受付時間】 開庁日の8時30分から17時

【申請窓口】 町民課、せらにし支所生活課

【申請者】 本人（任意代理人による申請は不可）

※15歳未満の方、または成年被後見人の方は、必ず法定代理人が同行してください。

【持参するもの】 ・通知カード ・住民基本台帳カード（お持ちの方）

※顔写真は、縦4.5cm×横3.5cmサイズで、6カ月以内に撮ったものがあればお持ちください。無い場合は、窓口でお撮りします。

・本人確認書類（Aの書類1点、またはBの書類2点） ※原本をお持ちください

A (写真付)	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード
B	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証など「氏名・生年月日・住所」が記載された書類

【法定代理人が同行する場合】

- ・法定代理人の本人確認書類
- ・法定代理人であることの確認書類（戸籍謄本・登記事項証明書など）
（15歳未満の方で、同一世帯の法定代理人が同行される場合は不要です）



【お問い合わせ先】 町民課 町民係 ☎22-5302

せらにし支所 生活課 ☎37-2111

「せらケーブルねっと」データ放送開始のお知らせ

「せらケーブルねっと」では4月20日よりデータ放送を開始します！

データ放送は、暮らしに役立つ情報を見ることができる便利な機能です。

「世羅町自主放送（11チャンネル）」のデータ放送では、ご家庭のテレビで、「行政からのお知らせ」や「おくやみ」、「ごみ収集日」など世羅町のさまざまな情報を、いつでもご覧になることができます。

※データ放送の視聴は、「せらケーブルねっと」のテレビ契約をされている方に限ります。また、データ放送に対応していないテレビでは視聴できませんのでご注意ください。

データ放送の詳しい操作の説明は、4月17日～4月30日にケーブルテレビで放映する予定です。ぜひご覧ください。

【お問い合わせ先】

企画課 企画情報係 ☎22-3206

「せらケーブルねっと」のご契約の確認や変更については、

三原テレビ放送（株） ☎0848-63-8600



令和2年度 浄化槽設置整備事業補助金の 希望申込について

川や海の水質汚濁の原因のほとんどが、私たちの家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯などの排水です。

きれいな川や海をとりもどすためにも、生活排水とトイレの汚水をあわせて処理する「浄化槽」が大いに役立ちます。

つぎの条件に該当する方が浄化槽を設置される場合には、補助金交付の対象となりますので、ぜひご利用ください。

●浄化槽設置補助金の申込

受付期間：11月30日(月)まで

持参していただくもの：印鑑(認印)

希望申込書は、上下水道課またはせらにし支所でお受け取りください。

※なお、国や県の補助を受けて事業を実施するため、補助金に限りがあります。

先着順で受け付けを行いますので、お早目にお申込みください。

●補助対象となる地域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除いた町内全域

●補助金の額

浄化槽区分	居住用面積(延べ床面積)	補助限度額	
		新築等	改築(注1)
5人槽	130㎡以下	222,000円	450,000円
7人槽	130㎡を超えるもの	276,000円	600,000円
10人槽	2世帯住宅など	336,000円	800,000円

注1 改築とは、くみ取り又は単独浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えることをいいます。

注2 単独浄化槽の撤去を伴う場合は、改築の該当額に15万円を加えた額が限度額となります。

※一定の条件を満たした場合には、浄化槽を小型化することも可能ですので、ご相談ください。

●補助対象となる条件

1. 専用住宅(店舗等を併設する住宅では居住部分)に浄化槽を設置すること

2. 令和3年3月10日までに浄化槽の設置を完了すること

なお、交付決定前に着工された場合、補助金の交付は取消となりますのでご注意ください。また、この他にも、補助金の対象外となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

上下水道課

☎ 22-0533

ご利用ください 「飲用水施設整備補助金 (ボーリング補助)」

水道がない地域で、生活用水を確保するため新しくボーリング等を行う場合に、その経費の一部を補助します。補助金に限りがありますので、お早目にお申込みください。

〈対象区域〉

上下水道事業の計画区域以外の区域が対象になります。

※計画区域内でも、1年以内に給水が開始されない区域は、給水が開始されたときに必ず加入されることを条件として、補助の対象とします。

〈対象となる施設〉

別荘などの一時的な利用のための住宅、事務所・店舗等の事業用専用建物、賃貸住宅を除く、居住用の住宅に飲用水を供給するもの

〈対象者〉

つぎの条件をすべて満たす方
・町内に住所を有する方(世羅町に転入することを誓約される方を含みます)
・日常生活に必要な飲用水を確保しようとする方

・町税及び町公共料金を完納している方
なお、交付決定前に着工された場合は補助対象になりません。

〈対象経費〉

ボーリングまたは堀井戸の費用のほか、揚水ポンプ、水質及び水量検査の費用
ただし、飲用水検査に合格(※注1)し、一定の水量(※注2)の確保が必要です。

※注1 一般細菌が検出された場合に、煮沸して利用する場合はこの限りではありません。

※注2 250リットル×利用される人数の口量確保が必要です。

〈対象設備等〉

貯水設備、滅菌器など水質基準に適合しない含有物を除去する装置、水源調査の経費、補助対象施設間の配管

〈補助金額〉

補助対象経費と補助金額(補助率1/2)の上限額はつぎの表のとおりです。

利用する戸数	補助対象経費	補助金額
1戸	150万円	75万円
2戸	200万円	100万円
3戸	250万円	125万円
4戸	300万円	150万円
5戸	350万円	175万円
6戸	400万円	200万円
7戸	450万円	225万円
8戸以上	500万円	250万円

【申請・お問い合わせ先】

上下水道課

☎ 22-0533

ご確認ください！農薬の取扱い

農薬の取扱いにおける注意点等について、シリーズで紹介します。



第2回「農薬の散布時には」

農薬散布時は周囲への飛散等に注意しましょう。

- 必ず防除衣、農薬用マスク、保護メガネ等を着用しましょう。
- 近接ほ場や学校、公園、住宅地周辺等への、農薬飛散防止対策を徹底しましょう。
早朝や夕方の風が無い穏やかな時間帯を選び、風の変化に注意し、状況によって散布位置を調整したり、散布を中断するようにしてください。
- 周辺住民の方や近隣の農作物栽培者等へ、散布の日程や場所等について、事前にお知らせするようにしてください。
- 水田において農薬を使用する場合、止水に関する注意事項を必ず守りましょう。

【お問い合わせ先】

産業振興課 産業振興係 ☎22-5304

毒物または劇物については、広島県東部保健所生活衛生課 ☎0848-25-4643

※農林水産省ホームページの「農薬コーナー」において、詳細かつ最新の情報提供が行われていますので、ご覧ください。



イラスト
JA全農提供

森林の伐採時には届出が必要です！

～伐採及び伐採後の造林の届出制度について～

○届出の提出はなぜ必要なの？

世羅町の森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」は、森林の伐採及び伐採後の造林が世羅町森林整備計画に従って、適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

○届出の対象者は？

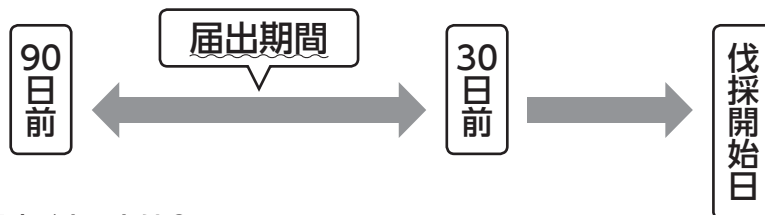
森林所有者が自ら伐採する場合 → **森林所有者**が対象者

立木を伐採する者と森林所有者が異なる場合 → **伐採者と所有者**が対象者（連名で届出）

※地域森林計画に記載されている民有林の所有者が対象となります。

○届出期間は？

伐採を始める
90日前～30日前
までです。



○森林の伐採にあたり注意すべきことは？

伐採・搬出に当たっては、環境保全等に注意し、当該地域や周辺地域での土砂流出・崩壊・その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。

【お問い合わせ先】 産業振興課 農林整備係 ☎22-5304

令和2年度 農作業標準料金

世羅町農業委員会では、農作業の受託・委託をされる場合の農作業標準料金を次のとおり定めましたので、参考にしてください。

作業内容		単位	金額
耕起		10a	8,000円
代かき		10a	12,000円
耕起から代かきまで		10a	20,000円
田植え		10a	施肥機なし 6,000円 側条施肥機植え 7,000円 (除草剤散布機付)
刈取り脱穀収穫作業		10a	22,000円
あぜ塗り		1m	50円
一般農作業		時間	1,000円 (日額8,000円)
草刈り作業		時間	1,400円 (機械・燃料込) 1,150円 (機械・燃料なし)
農薬散布	粉剤・粒剤	10a	1,500円 (農薬は別)
	乳剤・水和剤	10a	2,500円 (農薬は別)
肥料・土壌改良資材散布		10a	各種 1,500円 (肥料・改良資材は別)
堆肥散布		2t / 10a	4,000円 (堆肥は別)

- ・標準料金は参考としていただくために定めたものです。
- ・田の条件等（未整備田・湿田倒伏等）により2割増まで、また、受託・委託の際はよく話しあって料金を決めてください。
- ・機械作業では、原則として機械・燃料・オペレーターについては受託者が負担し、それ以外は委託者が負担することを前提にしています。
- ・機械作業以外の作業や委託作業に付随する作業（たとえば田植の際の苗の運搬など）については、事前に双方でよく話し合ってください。
- ・草刈り作業は受託者が機械と燃料を負担した場合と委託者が負担する場合で表示しています。
- ・農薬散布について、ヘリコプターやドローン等を使用される際は、受託者と別途協議の上、料金を設定してください。

【お問い合わせ先】 世羅町農業委員会事務局 ☎ 22-5301

町道草刈り作業 交付金交付制度について

町道の草刈りを地域ぐるみで実施される団体に対して、草刈り作業交付金を支給します。
活動団体には、次の支援を行っています。

項目	支援内容
保険加入	万が一の事故等に備え、世羅町町民活動保険制度を活用する。(傷害・賠償責任保険)
交付金交付	申請のあった一定の要件を満たす団体について、活動内容に応じて交付金を交付

* 交付金を受けるには、事前に活動認定団体になる必要があります。

活動団体の認定条件（次の要件のすべてを満たす団体）

- 町道の一定区間（500m以上）の草刈りの活動
- 3人以上で構成されている団体
- その活動が、町から他の委託料や補助金などの支援を受けていないこと。

活動認定団体になるには

町道草刈り作業認定団体申込書を町に提出します。
認定後、認定団体と世羅町とで活動に関する契約を結びます。

交付金額

- 年1回草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり1,000円
- 年2回以上の草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり1,500円
- 15万円を限度額とします。

実施作業

- 5月から12月末までに実施するものが交付金の対象となります。

申請

- 実施作業1カ月前までに申請をお願いします。
(申請書・構成員名簿・実施箇所図・変更届)
- ※令和元年度に草刈り作業交付金の申請があった団体には、町より、申請書類を送付します。草刈り作業認定団体の内容（代表者、草刈延長等）に変更がある場合は、変更届もあわせて提出してください。

【お問い合わせ先】 建設課 管理係 ☎ 22-5309

世羅町住宅リフォーム補助事業について

町民が安全・安心で快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上、及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図ることを目的として、住宅の増改築に要する費用の一部を補助する制度です。

補助事業の概要

補助対象住宅 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・世羅町内に存する住宅・戸建て住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る）・居住の実態があること・国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること
補助対象者 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・自ら居住している住宅の所有者・町税の滞納がない者
補助対象事業 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法に違反しないリフォームであること・リフォームに要する費用が30万円以上であること・町内建築関連業者が施工するものであること・令和3年2月末日までに、リフォームが完了すること
補助額	<ul style="list-style-type: none">・<u>リフォームに要する費用の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする</u>・一般世帯が行うリフォームについては30万円を限度とし、3世代同居リフォームについては50万円を限度とする

○申請期間

- ・4月13日（月）～10月30日（金）

※申請金額が予算上限に達し次第終了します。

※リフォーム費用が当初申請額から増額した場合、増額分は補助金の対象となりません。

○申請方法

- ・世羅町住宅リフォーム補助金交付申請書に、①住民票 ②工事見積書の写し ③図面 ④工事着手前の写真 ⑤納税証明書 ⑥施工業者が町内建築関連業者であることを証明する書類 を添付し提出してください。内容を審査し、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書を送付します。
- ・申請書類は世羅町ホームページからダウンロードすることができます。

○その他

- ・施工業者との契約及び、リフォーム工事の着手は、補助金の交付決定後に行ってください。

【申請・お問い合わせ先】 建設課 管理係 ☎ 22-5309

世羅町木造住宅耐震診断・ 木造住宅耐震改修工事費 補助事業について

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産の保護を目的として、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。

○補助事業の概要

補助対象建築物 (すべての項目に該当)		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る）又は長屋住宅 ・居住の実態がある ・地階を除く階数が2以下 ・国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外
補助対象者 (すべての項目に該当)		<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住している住宅の所有者 ・町税の滞納がない者 ・以前に同一事業の補助金の交付を受けていない者
補助額	耐震診断	耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2万円を限度とする。
	耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費に3分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。

○申込み受付期間

- ・4月13日（月）～10月30日（金）
- * 診断または工事が令和3年2月28日（日）までに完了できるもの

○募集件数

- ・耐震診断 1棟程度
- ・耐震改修 1棟程度

○その他

- ・世羅町木造住宅耐震診断資格者が診断及び耐震改修設計を行ったものに限りです。
- ・補助金の交付決定後に、契約・着手をしてください。
- ・予定件数に達した時点で終了します。

【申込み・お問い合わせ先】 建設課 建設係 ☎22-5309

再生可能エネルギー設備設置費補助金の申請について

一般住宅に薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー等または太陽熱利用装置等の設置をお考えの方に補助金制度を設けています。ぜひ、ご利用ください。

●再生可能エネルギー設備設置補助金の申込

補助金を希望される方は、「再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添付して、ご提出ください。

※補助金（予算）に限りがあり、予算額に達した時点で受付を終了します。予算額に達しない場合でも、申請期限を設けておりますので、お早目にお申込みください。

●補助金の額

<木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー等）>

補助対象経費の3分の1以内
上限10万円

<太陽熱利用装置（太陽熱温水器等）>

補助対象経費の3分の1以内
上限5万円

●補助金の対象者

・自らが居住する住宅に対象機器を購入及び設置される方

・町税を完納している方

・過去にこの補助金および同様の補助金の交付を受けたことがない方 など

※同様の補助金：太陽光発電システム設置費補助金 など

●その他

・補助金交付決定後に設置工事を開始してください。事前着工されている場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

・未使用品を対象としており、住宅用の設備に限ります。

・工事施工業者は、町内に事業所がある業者に限ります。町内に事業所がない業者が施工される場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

●申請用紙の受け取り・提出先

町民課 環境整備係またはせらにし支所で受付します。なお、申請用紙はホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

町民課 環境整備係 ☎ 22-4513

古紙等資源集団回収奨励金制度について

ごみの減量化と限りある資源のリサイクルの促進を図るため、古紙等の再利用できる資源の回収活動を行う団体に対して、奨励金を交付しています。

奨励金（予算）には限りがあります。先着順で受付を行い、予算額に達した時点で受け付けを終了しますので、お早目にお申込みください。

●交付対象者

町内会、自治会、PTA、子ども会、女性会、老人クラブ等の町内の組織で、年間2回以上の回収活動を行う団体

●交付対象品目

・古紙等（新聞紙、雑誌類、段ボール）
・スチール缶
・アルミ缶

※鉄くず等は対象になりません。

●奨励金の額

下記の①と②の合計額（10円未満切り捨て）

①回収を実施した月について、1回を限度として1,000円

②回収した古紙等の重量1キログラム当たり5円

回収したスチール缶、アルミ缶の重量1キログラム当たり10円

●集団回収団体届出書の提出

・新規に資源の集団回収活動を計画されている団体は、回収を実施される前に団体の届出をお願いします。

・継続して集団回収活動に取り組まれる団体についても、改めて届出をお願いします。

●団体届出・奨励金交付申請の提出先

町民課 環境整備係またはせらにし支所で受付します。

なお、交付申請には資源回収業者が発行した計量書、買取明細書または引取明細書の原本の添付が必要です。

【お問い合わせ先】

町民課 環境整備係 ☎ 22-4513

犬の登録・狂犬病予防注射の実施について



犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、お近くの会場をご利用ください。

月日	地区	場 所	時 間
5 / 19 (火)	西上原	甲山自治センター (旧甲山保健福祉センター)	9時30分～ 9時35分
		赤屋	赤屋会館 水越集会所
	別迫	東自治センター	10時25分～10時35分
	青近	すずらん荘	10時45分～10時50分
	別迫	青近口付近	11時00分～11時05分
		播磨消防屯所	11時15分～11時25分
5 / 20 (水)	川尻	陰地中組集会所	9時30分～ 9時35分
		奴田橋付近	9時40分～ 9時45分
	宇津戸	箱消防屯所	9時50分～ 9時55分
		矢熊集会所	10時00分～10時05分
		宇津戸自治センター	10時10分～10時20分
	小谷	清竹産業車庫付近	10時25分～10時30分
		小谷集会所	10時45分～10時50分
	伊尾	伊尾自治センター	10時55分～11時05分
		伊尾中組集会所	11時10分～11時20分
	東上原	世羅郡森林組合青葉荘前	11時25分～11時30分
5 / 21 (木)	西上原	白梅会館	9時30分～ 9時35分
		甲山中学校南 芦田橋付近	9時40分～ 9時45分
	小世良	甲山いきいき村裏駐車場	9時50分～10時00分
	寺町	寺町会館	10時10分～10時15分
	津口	津口創作館	10時35分～10時45分
	黒淵	黒淵会館	10時55分～11時00分
	徳市	徳市会館	11時10分～11時15分
	京丸	せら香遊ランド グラウンド付近駐車場	11時30分～11時35分
5 / 22 (金)	本郷	JA尾道市世羅支店前駐車場	9時30分～ 9時40分
		小池商店横	9時45分～ 9時50分
	寺町	池田停留所	10時00分～10時05分
	安田	上安田集会所	10時15分～10時20分
		大見自治センター	10時30分～10時35分
	戸張	旧セラ通運横	10時45分～10時50分
空口生活改善センター		11時05分～11時10分	

月日	地区	場 所	時 間	
5 / 26 (火)	東神崎 西神崎	神崎倉庫跡地前	9時30分～ 9時40分	
		岩多陸連前	9時45分～ 9時50分	
	重永	重永前会館	10時00分～10時05分	
		重永後会館	10時10分～10時15分	
	賀茂	JA尾道市西大田事務所	10時20分～10時30分	
	青水	エスポワール賀茂西	10時40分～10時45分	
京丸	青水会館	10時50分～10時55分		
5 / 27 (水)	小国	京丸会館	11時10分～11時20分	
		上小国消防屯所	9時30分～ 9時35分	
	山福田	見田集会所	9時45分～ 9時50分	
		平田様宅前	10時00分～10時15分	
	長田	山福田自治センター	10時20分～10時25分	
		溝熊不燃物収集所	10時30分～10時35分	
	下津田	篠村集会所	10時40分～10時45分	
		長田生活改善センター	10時55分～11時00分	
	5 / 28 (木)	小国	イマタニ前交差点付近	11時05分～11時10分
			中陰地集会所	11時15分～11時25分
黒川	せらにし支所前	9時30分～ 9時50分		
	下小国消防屯所	9時55分～10時00分		
	吉実正信様宅前	10時10分～10時20分		
	JA尾道市吉川事務所	10時30分～10時35分		
上津田	ママショップおくがわ横	10時40分～10時45分		
下津田	大池集会所	10時55分～11時10分		
	津名自治センター	11時20分～11時30分		



広島県獣医師会 尾三地域支部からの注意点

★接種できない犬

- ①病気を治療中の場合
- ②元気がない。食欲がない。
熱や咳、下痢の症状がある場合
- ③発情中、妊娠中、授乳中の場合
- ④重い栄養障害がある場合
- ⑤1カ月以内に別のワクチンを接種している場合
- ⑥以前に予防接種や、他のワクチンで異常があった場合
接種に不安がある場合は、必ず申し出てください。

◆接種後の注意点

- ①接種から3日は安静にし、激しい運動は控えてください。
- ②異常がある場合は、速やかに最寄りの動物病院を受診してください。
- ③接種後、1週間は他のワクチン接種を受けないでください。

世羅町の委託先以外の動物病院などで狂犬病予防注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済登録が必要になりますので、『狂犬病予防注射済証』を町民課 環境整備係またはせらにし支所までお持ちください。なお、手数料は1頭につき550円が必要です。

※世羅町の委託先：セラ動物病院(世羅町西上原)、かじや動物病院(三原市久井町羽倉)、松岡動物病院(三原市明神)

集団接種での注意点

- 飼い主が制御できない犬には接種できません。
- 料金は1頭につき登録3,000円、注射3,100円～です。
- 役場から案内ハガキを送付しますので、必要事項を記入し、当日必ずご持参ください。
- 当日はおつりのいらぬようご準備ください。
- 登録済みの犬は注射のみとなります。
- 状況に応じて時間が前後することがあります。
- ▼その他
 - 登録済みの犬が死亡した場合は、印鑑・鑑札・注射済票を持参して町民課 環境整備係またはせらにし支所まで届け出てください。
 - 来場できない方は、動物病院で登録・注射を受けることができます(世羅町の委託先以外の動物病院は注射のみ)。

【お問い合わせ先】町民課 環境整備係 ☎22-4513

国民年金保険料のお知らせ

国民年金保険料

令和2年度の国民年金保険料額は、**月額16,540円**です。

保険料は、日本年金機構から令和2年4月上旬に送付される1年分の「納付書」により、翌月末日までに、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。(保険料は、2年を過ぎると納められなくなりますので、ご注意ください) なお、口座振替、クレジットカードによる納付もできます。ご希望の方はお問い合わせください。

前納制度のご利用は、大変お得です。

令和2年度 国民年金保険料額 前納額 () は割引額

		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
当月末振替 (早割)	(口座振替)	16,490円 (50円)	98,940円 (300円)	197,880円 (600円)	—
6カ月前納	(現金納付)	—	98,430円 (810円)	196,860円 (1,620円)	—
	(口座振替)	—	98,110円 (1,130円)	196,220円 (2,260円)	—
1年前納	(現金納付)	—	—	194,960円 (3,520円)	—
2年前納	(現金納付)	—	—	—	383,210円 (14,590円)

※1 口座振替・クレジットカードによる令和2年4月からの前納(2年分・1年分・6カ月分・早割)の新規申し込みは終了しました。2年前納の納付書の発行は、お近くの年金事務所までお申し出ください。令和2年4月～令和4年3月までの前納期限は令和2年4月30日です。年度途中で新たに第1号被保険者になった方も、翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。

※2 クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

国民年金保険料学生納付特例制度・申請のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人に所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請を希望される方は、学生証の写しまたは在学証明書を添えて申請してください。

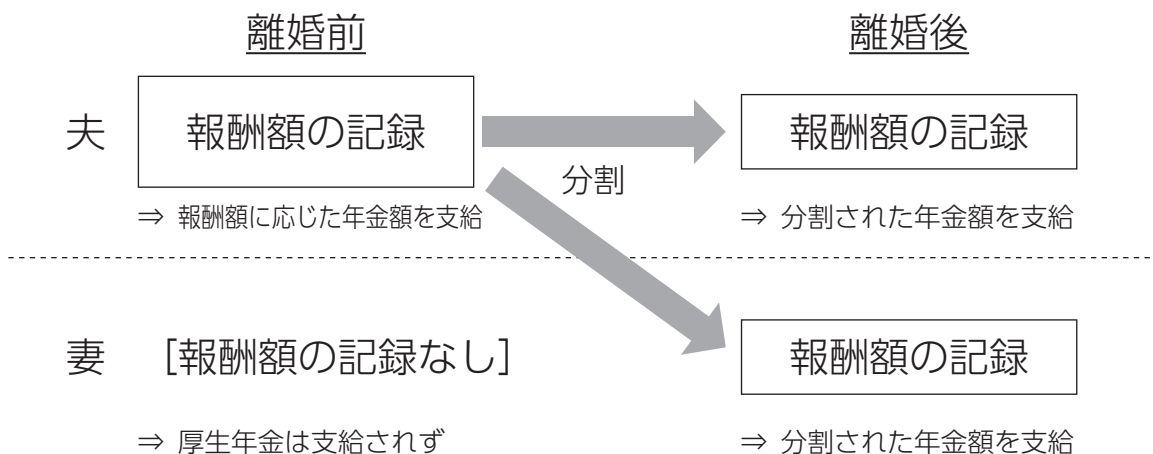
承認期間は、4月から翌年3月の1年間です。(※20歳になった年度は、誕生月から当年度3月までが承認期間です)

学生納付特例制度により令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、令和2年4月上旬にハガキ形式の申請書が、日本年金機構から送付されています。同一の学校に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送していただくことにより令和2年度の申請ができます。(この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です)

離婚時の年金分割制度について

- 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- 離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります**ので、年金分割の方法を含めお早めに年金事務所までご相談ください。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金相談の開設

- 日時** 5月21日（木） 10時～15時30分（完全予約制）
- 場所** 世羅町役場 2階会議室
- 相談内容** 年金受給に関すること等、年金制度一般（社会保険労務士が担当します）
- 申込み等** 直接ご本人様より三原年金事務所へお願いします。
(お問い合わせの際に、年金手帳または、年金証書をお手元に準備されておくことをお勧めします)

今年度は、奇数月、6月及び来年2月の第3木曜日に開設します。

【お問い合わせ先】 日本年金機構 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
※音声案内番号1⇒2

町民課 町民係 ☎22-5302
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

世羅町外出支援事業 ～『せらたすきー券』について～

世羅町では高齢者や障害を持つ方が、住み慣れた地域で生活することを支援するために、「外出支援事業」としてせらたすきー券を対象者の方に交付しています。

4月から町外の「介護タクシー」を利用された場合は外出支援事業の対象となります。

介護タクシー利用の場合は、償還払いとなりますので、詳しくは次ページの【町外介護タクシーご利用方法】をお読みください。

※町外の一般タクシーはこれまでどおり、せらたすきー券は利用できません。

対象者

世羅町に住所を有し、現に居住している方で、次のいずれかに該当する方。

(施設に入所中の方は、対象になりません。)

1. 介護保険の要介護「1～5」の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳「1級、2級、3級」をお持ちの方
3. 療育手帳「A、A、B」をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳「1級、2級」をお持ちの方
5. 満65歳以上で、世羅警察署等へ有効期限内の運転免許証を返納し、「運転免許の取消通知書」等の交付を受けた方

※介護施設に入所中の方は対象になりません。ただし、ケアハウス入所中の方は対象になります。

申請方法

せらたすきー券の交付を受けるためには申請が必要です。次のものをご持参のうえ、申請してください。

○印鑑

○対象者であることがわかるもの (該当するもの)

- ・介護保険証※
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・運転免許の取消通知書※
- ・運転経歴証明書

※介護保険証・運転免許取消通知書で申請する際は、医療保険証やマイナンバーカード等、本人確認ができるものをご持参ください。

代理申請の場合は次のものも併せてお持ちください。

- ・代理人の本人確認ができるもの
- ・代理人の印鑑

ご利用方法

- ・タクシーを利用されたら、せらたすきー券を切り取らず運転手に渡してください。券は1回の乗車につき、複数枚利用できます。
- ・運転免許証返納により交付を受けた方は生計を一にする同居の親族で運転免許証を持たない方も利用できます。

【町外介護タクシーご利用方法】

1. 現金で乗車料を支払い、対象者名義の領収書を受け取ります。(せらたすきー券は利用できません)
2. 世羅保健福祉センター内の福祉課又はせらにし支所生活課へ領収書、せらたすきー券、本人確認ができるもの、対象者の通帳、印鑑をご持参いただき、必要事項を請求書に記載します。
(代理請求される場合は、代理人の印鑑及び代理人の本人確認できるもの)
利用金額分のせらたすきー券を回収します。(請求期限：令和3年4月31日)
3. 審査後、対象者の口座へせらたすきー券利用分の金額をお支払いします。

※町内の福祉タクシーを利用の場合は、これまでと同様せらたすきー券で利用できます。

せらたすきー券が利用できるタクシー会社等

- ・世羅交通 22-5588
- ・三川タクシー 24-0511
- ・せらまちタクシー (デマンドタクシー) 25-5050
- ・津名自治センター (ふれあい号) 39-1047
- ・黒川自治センター (つながり号) 37-2117
- ・備三タクシー 22-5400
- ・三原交通 22-0771

申請先

福祉課 高齢者地域包括支援係
せらにし支所生活課

【お問い合わせ先】 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎25-0072

税務課よりお知らせ

令和2年度の町税等の納付期限は次のとおりです。納付月を確認し、必ず納期限内に納付してください。

納期限 (振替日)	町税等	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税	介護保険料
令和2年 4月30日					随時分	随時分
6月 1日	全期		1期分		随時分	随時分
6月30日				1期分及び 随時6月分	随時分	随時分
7月31日			2期分		1期分	1期分
8月31日				2期分	2期分	2期分
9月30日			3期分		3期分	3期分
11月 2日				3期分	4期分	4期分
11月30日			4期分		5期分	5期分
12月25日				4期分	6期分	6期分
令和3年 2月 1日					7期分	7期分
3月 1日					8期分	8期分
3月31日				随時3月分	9期分	9期分

※世羅町では口座振替による納税を推進しています。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-5300
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

国民健康保険の手続きについて

国民健康保険への加入・脱退などの手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯員による届出が必要です。

- 他の保険を脱退したまま、国保の加入手続きをされない場合（遡って国保に加入）は、国保税の納税期間が短期間となることがあります。
 - 他の保険に加入したまま、国保の喪失手続きをされない場合は、国保税が課税されたまま、支払の督促なども行われます。また、資格のない保険証で受診すると、誤った給付を受けることになり、ご自身で医療費の清算をしなければなりません。
- 自分の加入している健康保険をしっかりと把握して医療機関等を受診しましょう。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入するとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、保険証、印鑑
その他	就学のため別に住所を定めるとき	在学証明書・学生証、印鑑
※届出には、個人番号（マイナンバー）が確認できるものと本人が確認できるものが必須です。		

医療費の適正化について

被保険者の方々に、健康と医療費に対して引き続き関心を持っていただくため、医療費通知、後発医薬品差額通知を送付します。

また、健診情報等のデータ分析に基づき、生活習慣病の発症予防など保健事業を効果的・効率的に実施し、医療費の抑制に努めます。



世羅町国民健康保険事業特別会計予算について

国民健康保険は、被保険者の皆さまに納めていただいた保険税と県からの支出金等をもとに運営しています。

被保険者の皆さまには、期限内の保険税の納税はもとより、健康診断を年1回は必ず受け、異常が発見された場合は早めに再検査や受診をいただくなど、国保の健全な運営に引き続きご理解とご協力をお願いします。

令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
国民健康保険税	293,738	総務費	31,991
国県支出金	1,230,155	保険給付費	1,113,256
繰入金	138,623	事業費納付金	410,872
諸収入その他	1,247	保健事業費	61,066
		諸支出金その他	46,578
合 計	1,663,763	合 計	1,663,763

医療費を大切に



- ①安心して日ごろから相談できるかかりつけ医を持ち、いわゆる大病院にかかるときは紹介状をもらいましょう。紹介状なしで大病院の外来で受診する場合、別途負担が必要となります。
- ②かかりつけ薬局を持って、薬の飲み合わせなどをチェックしてもらいましょう。
- ③「はしご受診」や「重複受診」はしないようにしましょう。受診するたびに自己負担金を支払うこととなります。
- ④緊急時以外は診療時間内に受診しましょう。休日、夜間の受診は割増料金がかかります。
- ⑤ジェネリック医薬品を活用しましょう。利用を希望するときは、お医者さんや薬剤師さんに相談しましょう。
- ⑥医療費通知の内容を確認し、領収書・明細書は保管しましょう。どんな医療行為を受け、それによりいくらの医療費がかかったのかを知ることができます。
- ⑦病気は自覚症状なく進行することも少なくありません。健康診断は年に1回必ず受けましょう。



【お問い合わせ先】 健康保険課 保険係 ☎ 25-0134

支え合う 住みよい社会 地域から

民生委員・児童委員は

誰もが安心して生活できる
地域づくりのために日々活動しています。

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員法により住民の中から選ばれ、地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。担当地域が決められており、それぞれの地域で活動を行っています。

また、児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねています。主任児童委員は、児童福祉問題を専門に担当しています。

民生委員・児童委員は

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当地域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、関係行政機関とのつなぎ役になります。

5月12日～18日は「民生委員・児童委員の日」活動強化週間です。

民生委員・児童委員の委嘱

次の方が厚生労働大臣から民生委員・児童委員に委嘱されました。

委員氏名

沼 明智

担当地域

大字西上原（流・新栄・協和・朝日・曙・良・新山・円光地の一部）

委員氏名

橘 鷹 美重子

担当地域

大字川尻（下川尻・久恵・別迫）

【お問い合わせ先】

福祉課 生活支援係 ☎25-0072

せらにし支所 生活課 ☎37-2111



令和2年
4月分からの
支給額が
変わります

手当額の改定について

児童扶養手当

【手当の月額】

全部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人	42,910円	43,160円
児童2人目加算額	10,140円	10,190円
児童3人目以降の加算額	6,080円	6,110円

一部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人	42,900～10,120円	43,150～10,180円
児童2人目加算額	10,130～5,070円	10,180～5,100円
児童3人目以降の加算額	6,070～3,040円	6,100～3,060円

※「一部支給」の額は、所得に応じた額となります。

【受給資格】

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護する母及び、監護しかつ、生計を同じくする父又は養育者に支給されます。（所得要件があります）

【対象児童】

- ①父母が婚姻（または事実婚）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害にある児童
- ④父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑤母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑥父・母とも不明である児童

【お問い合わせ先】 子育て支援課 児童保育係 ☎25-0295

特別児童扶養手当

【手当の月額】（手当支給月 4月・8月・11月）

	改定前	改定後
1級（重度）該当の場合	52,200円	52,500円
2級（中度）該当の場合	34,770円	34,970円

【対象】

重度・中度の身体、知的または精神および発達障害により、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

障害児福祉手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
14,790円	14,880円

【対象】

重度の身体、知的または精神の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

特別障害者手当

【手当の月額】（手当支給月 5月・8月・11月・2月）

改定前	改定後
27,200円	27,350円

【対象】

著しく重度の身体、知的または精神の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

※原爆介護手当を受けているときには、手当額が変わる場合があります。

支給にはいくつかの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 福祉課 障害者支援係 ☎25-0072



学ぼう！！ 介護予防！筋力アップ！ 筋力トレーニング講座のご案内



町内在住の65歳以上の方を対象に、筋力トレーニング講座（6回コース）を実施します。
ストレッチや筋力トレーニングを学び、楽しみながら運動技術を身につけ、体力を維持向上させること、また講座での学びを、自身の生活、地域の中で実施していただくことを目的とした講座です。

参加希望の方は、下記の会場の中から1つ選んで、お申込みのうえ、ぜひご参加ください。（同じ内容としていきますので、5会場のうちどれか1会場の参加となります）

★講師★
青原 徹 トレーナー

日時（5会場）

定員：各講座30人

場所		日にち	時間
せらにしタウンセンター	木曜日	5月7・21日 6月4・18日 7月2・16日	13時30分～ 15時30分
甲山自治センター	火曜日	7月7・21日 8月4・18日 9月1・15日	13時30分～ 15時30分
甲山農村環境改善センター	木曜日	7月30日 8月6・20日 9月3・17日 10月1日	13時30分～ 15時30分
宇津戸自治センター	木曜日	10月15・29日 11月5・19日 12月3・17日	13時30分～ 15時30分
西大田自治センター	木曜日	1月7・21日 2月4・18日 3月4・18日	13時30分～ 15時30分

※定員数になり次第締め切ります。

※甲山自治センターは4月1日から旧甲山保健福祉センター（世羅警察所南）に移転しています。

送迎はありません。
各自でお越しください。



【お申込み・お問い合わせ先】
福祉課 高齢者地域包括支援係
☎ 25-0072

はじめましょう！ みんなで 介護予防

「介護予防」という言葉を聞かれたことがありますか？

介護予防とは、元気な方も、支援や介護が必要な方も、生活機能が低下したり重度になったりするのをできるだけ防ぎ、その人らしい生活が送れるようにする取り組みをいいます。

年齢を重ねるにつれて現れる「老化」は、ある程度は仕方のないことです。しかし、高齢期になると、だんだん動くことがおっくうになり、動かないので食欲も低下し、さらに動けなくなるという悪循環に陥ってしまうことがあります。そのままの生活を続けると、最終的には寝たきりの状態になる危険性もあるのです。いつまでも元気でいきいきと過ごすためにも、

心身の老化のサインに早く気づき、からだの機能を維持・向上させるなど対応していくことが大切です。

介護予防のための取り組みにはいろいろありますが、特に次のものが効果的だといわれています。

- 運動機能の向上（歩くことに加え、筋力を高めるための運動を行う）
- 栄養改善（低栄養に注意！バランスよく食べる）
- 口くう機能の向上（口の清潔を保ち、飲み込む力をきたえる）
- 閉じこもりの予防（外へ出る楽しみを見つけ、外出する）
- 認知症の予防（いろんなことに興味を持って、チャレンジしてみる）
- うつ予防（うつの症状に早めに気づきましょう）



特別なことをするのではなく、毎日の生活の中でちょっとした工夫を行い、続けていくことが大切です。

また、ひとりではなく、みんなで行うことも続けていく秘訣です。

みなさんの生活の中にも、ぜひ「介護予防」を取り入れてみてください。

【お問い合わせ先】 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎25-0072

受講生の 募集

「食のはつらつ講座」が はじまります！

6回シリーズで、「食のはつらつ講座」（食生活改善推進員育成講座）を開催します。

食を通じた健康づくりについて学び、自分や家族そして地域の食習慣の改善について、仲間とともに考えてみませんか。

講座の中では、“バランスのよい食事”の調理実習を毎回実施します。「心とからだにおいしい食事」を一緒に楽しみましょう。申込みをされた方に、詳しい開催通知をお送りします。

◆開催日 6月26日（金）、7月22日（水）、9月30日（水）、10月9日（金）、
11月11日（水）、12月18日（金）

※都合により変更することがあります

◆時 間 9時30分～13時30分

◆会 場 世羅保健福祉センター

◆内 容 栄養の基礎知識や生活習慣病予防のための食事の講義、
調理実習（毎回実施）、運動等

◆対 象 町内在住の方

◆受講料 無 料（調理実習食材費はご負担頂きます）

◆申し込み締切 6月10日（水）



【お申込み・お問い合わせ先】 健康保険課 健康増進係 ☎25-0134



たすきでつなぐ 世羅の“食”

たのしく食べよう！
すんでつくろう！
せつを感じる世羅の“食”

～わたしからあなたへ おとなから子どもへ つくる人から食べる人へ～ 世羅の「食」を“たすき”でつなごう

食生活改善推進員おすすめレシピ

豆腐ハンバーグのきのこあんかけ



今月の世羅の食材

【しいたけ】



しいたけには、コレステロールを下げる効果や高血圧予防効果があり、生活習慣病予防の強い味方です。カサの裏が白く、ひだの崩れていないものが新鮮です。

■材料（4人分）

＜ハンバーグ＞

鶏ひき肉	220g
木綿豆腐	120g
たまねぎ	120g
にんじん	20g
しいたけ	30g
油	小さじ1
生姜（すりおろし）	4g
塩	小さじ1/5
こしょう	少々
卵	20g
パン粉	30g
油	小さじ2

＜あん＞

しいたけ	30g
えのきだけ	30g
しめじ	30g
だし汁	200ml
しょうゆ	大さじ1・1/3
みりん	大さじ1
片栗粉	小さじ2
水	大さじ1

■つくり方

＜ハンバーグ＞

- ①豆腐は重しをのせて、よく水切りしておく。
- ②たまねぎ、にんじん、しいたけはみじん切りにする。
- ③フライパンに油を熱し、たまねぎ、にんじんをよく炒める。たまねぎの色が変わったら、しいたけを入れてさっと炒め、冷ましておく。
- ④①、③、鶏ひき肉、生姜、塩、こしょう、卵、パン粉を粘り気が出るまでよく混ぜ合わせる。ハンバーグの形にして、真ん中を少しへこませる。
- ⑤フライパンに油を熱し、④を並べ、ふたをして焼く。中火で2分程度焼き、焼き色が付いたら裏返してさらに2分程度焼く。竹串を刺して、透明な肉汁が出てきたら完成。

＜あん＞

- ①しいたけはせん切り、えのきだけ、しめじは適当な長さに切り、裂いておく。
- ②鍋に、だし汁、しょうゆ、みりんを合わせて煮立て、①を入れて煮る。水溶き片栗粉でとろみをつけ、ハンバーグにかける。



【1人分栄養量】 エネルギー225kcal 塩分1.4g

◆掲載している料理の作り方を5月4日～5月10日に、ケーブルテレビで放映します。ぜひご覧ください。



けんこう保つと情報



健診の申込みを受け付けています!!

みなさん毎年健診を受けていますか？

世羅町では総合健診、国保人間ドック、誕生月健診、個別健診の4種類の健診を行っています。詳しい健診内容は、広報せら4月号とともにお配りしている「世羅町健診のしおり」や国保被保険者用の「世羅町国保加入のみなさまへ 健診のご案内」をご覧ください。

ただ今健診の申込みを受け付けています。ご希望の方は、お早めにお申込みください。

世羅町の健診	総合健診	国保人間ドック	誕生月健診	個別健診
対象者	令和2年度中に30歳以上になる方 (子宮頸がん検診・骨粗鬆症検診は20歳以上の女性)	(1)令和2年4月1日時点で、満30歳以上の方 (2)受診日に、世羅町国民健康保険加入者の方 *国民健康保険税完納世帯の方に限る	受診日に満30歳以上の方	受診日に40歳以上の方 (子宮頸がん検診は20歳以上の女性)
内容	健診バスによる 集団健診	公立世羅中央病院など 世羅町近隣市町の7医療機関で受診できる健診	公立世羅中央病院において 受診できる健診	個別医療機関で 受診できる健診
申込期限	6月5日(金)	7月31日(金)	12月25日(金)	令和3年3月31日(水)

*** 申込期限前でも、定員となり次第、受付を終了します。ご了承ください。**

【お問い合わせ・お申込み先】 健康保険課 健康増進係 ☎25-0134
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

令和2年度 アレルギー疾患相談のお知らせ

気管支喘息やアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、個別相談を受け付けています。

定例相談日のほか、電話相談も随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【定例相談日】 ☆前日までに要予約
毎月第3火曜日 13時30分～15時30分

令和2年 4月21日	10月20日
5月19日	11月17日
6月16日	12月15日
7月21日	令和3年 1月19日
8月18日	2月16日
9月15日	3月16日

【内容】

- 生活相談(保健師)
- 栄養相談(栄養士)

【会場】

広島県尾道庁舎 3階指導室
(尾道市古浜町26-12)

※お子さんの相談の際は、
母子健康手帳をご持参ください。

【お問い合わせ・お申込み先】 広島県東部保健所 保健課 ☎0848-25-4641

子どもの
えがお
親の
えがおが
未来を
つくる

わたしたちのまちの子育て支援

リトミック教室のご案内

今年度のリトミック教室の年間予定が決まりました！

『リトミック』は、音楽やリズムに合わせて楽しく身体を動かしながら、心と身体の調和と発達をめざし、子ども達の持っているあらゆる能力を引き出します♪
思わず身体が動き出してしまうような、楽しい音楽がいっぱいです！
音楽を身体全体で感じ、楽しみ、表現し、子ども達と一緒に楽しい時間を
過ごしてみませんか？

♪ 対象者 未就学児と保護者 ♪ 講師 植永 真由美さん

♪ 材料費 1家族 200円 ♪ 時間 10時～11時

♪ 場所 せらにしタウンセンター 機能訓練室
(世羅町大字小国3381番地)

5月27日	6月24日	7月22日	8月26日	9月23日
10月28日	11月11日	1月27日	2月24日	3月24日

※いずれも水曜日です。

※都合により日程を変更や中止する場合があります。

※事前の申し込みは必要ありません。

※7月22日は、開催場所が小国自治センターに変更となります。



回数を重ねるうちに、子ども達は
楽しんでリトミックに参加するようになります。
ぜひ、連続参加してくださいね♪



【お問い合わせ先】 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 25-0295

戦没者等ご遺族の皆様へ

第11回特別弔慰金の請求受付が始まりました。

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (4) 上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) 上記(1)から(4)以外の三親等内の親族

（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る）

※同順位の特別弔慰金の権利を有する遺族が複数いる場合は、代表者お一人のみ請求することができます。

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

（基準日から3年間請求を行わないと時効により権利が消滅します。請求書の提出期限は令和5年3月31日です）

申請受付

甲山・世羅地区については世羅保健福祉センター、世羅西地区についてはせらにし支所にて随時受付します。なお、**対象者への通知等を行いません**ので予めご了承ください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 福祉課 生活支援係 ☎25-0072
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

人工呼吸器等を常時装着されている方へ

4月から所得制限に関係なく **重度障害者医療** による給付を受けることができます

世羅町では、身体障害者1級に認定され、**人工呼吸器等を常時装着されている方**及び世帯の経済的負担を軽減するため、4月1日から本人及び生計同一者の所得に関係なく、申請により重度障害者医療の給付対象者として認定することとしました。

申請には医師が記入した証明書の添付が必要ですので、事前にご相談ください。

申請に必要なもの

- 常時人工呼吸器等装着者証明書
- 印鑑 ○身体障害者手帳 ○保険証

【お問い合わせ先】

健康保険課 保険係
☎25-0134

ドック・健診の予約受付を行っています

令和2年度の国保人間ドック及び誕生日健診、個別がん検診、特定健康診査の予約受付を行っています。

※詳細は「世羅町健診のしおり」をご確認いただくか、電話でお問い合わせ下さい。

健診の種類	国保人間ドック	誕生日健診	個別がん検診	特定健康診査
実施曜日	月曜・水曜	火曜・木曜	検診の種類による	火曜・水曜 木曜・金曜

《個別がん検診お申し込み先》

公立世羅中央病院 健康管理センター

☎ (0847) 22-1127 (代表)

《国保人間ドック・誕生日健診

・特定健康診査のお申し込み先》

世羅町健康保険課(世羅保健福祉センター内)

☎ (0847) 25-0134

令和2年度より国保人間ドック及び誕生日健診に、 選択してできる検査が増えました。

通常「骨塩定量検査」を実施しますが、ご希望により「骨密度測定検査 (DEXA法)」に変更できる選択検査です。

骨密度測定検査 (DEXA法) は、腰椎と大腿骨のX線撮影を行います。

2種類のエネルギーのX線を測定部位に当てることにより骨成分を他の組織と区別して測定する方法です。日本骨粗鬆学会においても推奨される優れた検査方法です。

手のひらを撮影する骨塩定量検査よりも骨密度測定検査 (DEXA法) の方がより正確な数値を知ることができます。

骨密度測定検査 (DEXA法) は、別途追加料金が必要です。



腰椎撮影時

膝を曲げて撮影します。



大腿骨撮影時

膝を伸ばして撮影します。

※円背姿勢の方は正確な数値が出ない可能性があります。又、両足股関節の手術歴がある方は、撮影ができませんのでお申し込みいただけません。(片足のみの股関節手術歴がある方は実施可能です。)

沖縄修学旅行

新型コロナウイルス感染症で直前に急遽変更!!

第2学年は2月18日から21日まで3泊4日の日程で、修学旅行を実施しました。旅行先を台湾と計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、急遽沖縄に変更しました。旅行中は朝晩の体温確認、マスクの着用、バスの乗降時の手指消毒等、感染予防を徹底するという緊張感のなかでの旅行でした。

1日目に訪れた平和祈念公園、ひめゆり平和祈念資料館では、多くの同年代の生徒が学徒隊として悲惨な沖縄戦の渦中で亡くなった事実を知ることができ、当たり前には享受している幸せが過去の凄惨な歴史の上にあることを改めて実感しました。平和な世界に生きている自分たちの時間の貴重さに気付き、「知への探求心を常に持ち、主体的に学習する姿勢へと変えていきたい。」など、今後の生活の変容をもたらすきっかけとなりました。

その他、オープン戦カープ対日ハムの観戦、エイサーショー、美ら海水族館、首里城公園など、沖縄の豊かな自然と独自の文化に触れる旅となり、学びの多い4日間となりました。



ひめゆりの塔での合掌



一日目の夕食（ステーキ）



世界に誇る美ら海水族館

卒業証書授与式

123人 巣立つ!

3月1日、令和最初の卒業証書授与式が挙行政され、123人の卒業生が巣立っていきました。新型肺炎の影響で、来賓も在校生も出席を取りやめ、卒業生・保護者・教職員の全員がマスクをして臨む異例の式となりました。

校長は式辞で、「感謝の心をもち、自他を尊重するとともに、周囲に配慮ある行動がとれること。素直な心で、自身のいたらない面をしっかりと受け止め、人の意見をよく聴き、自身を振り返り、見つめなおすことができること。そして、誰も思わぬ事態に見舞われ、逆境に陥ってしまうこともある、そんな時には、折れない心（resilience）を持つことです。決して諦めることなく、努力を重ねれば、物事は好転していくものです。いかなる時にもくよくよせず、自分の長所に目を向け、自分を信じて生きてほしい。」とエールを送りました。

在校生でただ一人出席した高藤直君の送辞に呼んで、卒業生代表の山下彩佳莉さんは答辞で、恩師・保護者への感謝とともに高校生活を振り返り、未来への決意を「私たちは自分たちの道を自分の足で歩いていかねばなりません。その道のりは険しいかもしれませんが。辛く、苦しく、諦めたくなることもあるかもしれませんが。しかし、前を向いて強く生きていきましょう。」と力強く応えました。その姿は堂々として、改めて教え子の成長に感動し涙しました。

式後、卒業生たちは、高校生活最後のHRで卒業証書を受け取り、感動の涙と未来への希望あふれる笑顔の中で母校を後にしました。



卒業証書授与



卒業生代表答辞



式場を後にする卒業生

同和問題に関する差別意識解消のために

法務省の人権擁護機関は、21世紀が「人権の世紀」とし、一人ひとりが人権を正しく認識し、相手の気持ちを考え、思いやる

気持ちの大切さを訴え、違いを認め合う心を育み、未来へつなげるために、女性・セクハラ・DV、子ども・いじめ・体罰、高齢者、障がいのある人、外国人等の17項目の人権啓発活動を展開しています。今回は、同和問題解決に向けて、皆さんと考えていきたいと思います。

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形造られた身分差別により、長い間、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、同和地区の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職など日常生活の上で差別を受けたりする、深刻な社会問題であり、人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、改善対策を行

なってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な整備は進み、一般地区との格差は改善されました。

しかしながら、ネット上に同和地区リスト（地域名、住所、戸数、人口、職業等）が掲載された「部落地名総監」が公開され、結婚差別や身元調査などに悪用され、各地で被害が起きています。

世羅町では過去5年間にわたり悪質な差別落書きが23件発生しております。本年1月20日に三川ダム入口の工事看板に「同和」と書かれた差別落書きが発見されました。また、2月1日にも「道の駅世羅」の男子トイレに同様の差別落書きがありました。

私たちは「ネットによる差別、差別落書きなどは絶対に許さない」という思いを持ち、粘り強く取り組みを続ける必要があります。

このような状況の中で、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この第1条には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として「部落差別は許されない」との認識のもと「部落差別のない社会を実現することを目的とする」としています。

この法審議の中で「寝た子を起こすな」論（何も知らない人にわざわざ部落差別の問題所在を知らせる必要はなく、そつと放置しておけば自然に解決するという考え方）が改めて否定されました。部落問題を不認識な人ほど、デマや誤った情報を信じやすく、危がまれています。

だから部落問題の学習を、しっかりと学校教育や社会教育で行なう必要があるとされています。人権擁護機関では、同和問題に関する差別意識解消のため、

部落差別解消推進法の施行を周知し実効あるものにするために、啓発活動に取り組みます。また、同和問題をめぐる人権侵犯事件に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・対応を通じ、その被害の救済及び再発防止を図っています。

世羅町人権擁護委員



地域人権講座を開催しました。

昨年度、町内の6地区の住民自治組織（大組織）と町が連携して地域人権講座を開催しました。地区ごとに学習方法や対象者、テーマは異なりますが、DVD視聴やグループ討議等で意見や気づき等を出し合いました。

人権は、違いを認め合い、お互いを思いやり、大切に思うことが基本です。安心して地域で暮らせるよう、みなさんで学び合いましょう。お近くの会場で開催される時は、ぜひ誘い合ってご参加ください。また、サロンやグループでの学習についてもお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 せらにشتاونセンター ☎37-2115

5/20 伊尾地区
ココロまじわるヨリドコロ

8/29 西大田地区
あなたはどっち

9/12 大見地区
それぞれの立場、
それぞれの気持ち

11/18 中央地区
あなたはどっち

2/13 津名地区
あなたはどっち

2/20 東地区
あなたはどっち



西大田地区の様子



大見地区の様子

～令和元年度小学生人権標語応募作品～

ありがとう ひとこといえば なかよしに

広島法務局尾道支局・尾道人権擁護委員協議会

子どもの人権110番 ☎0120-007-110
 みんなの人権110番 ☎0570-003-110
 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

祝日を除く 月～金 8時30分～17時15分
 広島法務局・広島県人権擁護委員連合会

次回の
人権相談日

日時 6月1日(月)
 9時～12時
 場所 せら文化センター 和室
 お問い合わせ 町民課町民係
 ☎22-5302

Hi everyone, it's Brittney! Congratulations to all of last month's graduates! In the U.S., graduation is in June. In Hawaii, it's a tradition to receive lei from your friends and family after the graduation ceremony. Lei are traditional Hawaiian flower garlands. Today, there are many different kinds of lei, such as candy lei and money lei. Through receiving lei, we can feel the deep love and support from our family and friends.

皆さん、こんにちは。ブリットニーです！先月卒業した皆さん、おめでとうございます！アメリカでは卒業式は6月に行います。ハワイでは卒業式の後、友達と家族からレイをもらう習慣があります。「レイ」はハワイの伝統的な花輪です。現在、お菓子のレイやお金のレイなど、様々な種類のレイがあります。レイをもらうことを通して、家族と友達からの愛や支援を深く感じられます。

今月のポイント

This month's grammar point !
【kind(s) of ~ / 種類の~】

Let's try using
this English!

- What kind of music do you like?
あなたはどんな種類の音楽が好きですか？
- What kind of dog do you have?
どんな種類の犬を飼っていますか？
- There are many kinds of fruits in Hawaii.
ハワイには、たくさんの種類の果物があります。

■お知らせ
昨年7月から町のALTとしてお世話になったホールツクロウ・ダコーターさんが、2月末日をもって退職、帰国されました。地域のみなさまにはあたたかく支えていただき、ありがとうございました。



私の高校卒業式後の写真
(私と友人のMariさん)

世界で蔓延している新型コロナウイルス感染症は、わが町にも大きな打撃を与えている。集団感染を防ぐため、多くの人々が集まるようなイベントや会合は自粛いただいているが、これから花観光や交流で世羅に来訪いただくお客様が増える季節の始まりとなる。観光インバウンドで海外からのツアー造成が出来ていたが、航空便の減もあり、現在は見通しが立っていない。

そんな中で夢公園やキャンプ場などの屋外施設の利用客が増えていると聞いた。小中学校の休校に伴い、祖父母と孫で訪れてくださったっているようだ。多くの人が集まる場所を避け、世羅台地の自然豊かなのびのびとした空間で過ごす時間は、子どもたちにとって良い運動となり、家族でのひと時を一緒に楽しまれたと思う。

観光において、近年は団体バスなどのお客様が減少傾向と聞いている。今後は家族や少人数の訪問

春は必ず来る

木元 町長室



者をターゲットに絞り、いかに町内を循環いただけるかの取り組みが必要である。町内飲食店にどのように誘客するか、お土産は何をどこで求めていただくかの発信強化が急務である。観光協会やそれぞれの事業者も、独自にSNS・インターネットを活用した発信に努め、頑張られている。出来る事ならそれを一括して、周遊ルートや宿泊・飲食のプランニングに一役かえる部署が出来ないかと前から悩んでいる。本来なら団体客対応する旅行者とのタイアップが望ましいが、他市町の大きな観光施設の誘客体制に現状では敵わないことも多くある。世羅の魅力を最大限に活かせるように、多くの知恵を結集し早くに対応していきたい。

これからは、新たな賑わいづくりをいかに創り、世羅を元気づけて行くかが重要と考える。暗いニュースが多く厳しい年度替わりであったが、新年度のスタートにあたり希望を持って進めていきたい。今、季節は桜をはじめ綺麗な花々が町を包み、例年どおり水田は田植えの準備が進んできている。この度のウイルス騒動が早く終息し、世羅を満喫できる春が来ることを願うばかりである。

地域おこし協力隊通信

世羅町に移住して1年と6カ月が過ぎました。ちょうど、活動期間3年間の半分が経過し、町内の環境にも慣れました。

私の使命は「観光による地域振興」になりますので、この1年6カ月は世羅町の名前を国内外に売ることを最重要課題におき、情報発信をして参りました。その結果旅行会社によるツアー造成やマスコミによる地域の魅力が発信でき、さあ！これから新年度！スタートダッシュ！と行きたいところではありますが、コロナウイルス感染拡大に伴い観光産業界を取り巻く環境は厳しく、航空各社

の欠航や減便・旅行会社のツアー催行中止・宴会の自粛などで旅行業界は壊滅状態にあります。

これから世羅町も花観光のシーズンがスタートしようとしています。世羅町は自然を楽しむ施設が多く「マスクを外して深呼吸！」ができる観光地だと思います。一日でも早く終結することを祈願すると共に、みなさんと英知を結集し、この危機を乗り越えましょう！

地域おこし協力隊も3人になりました。よろしくお願いたします。

地域おこし協力隊

松本 寿也



↑
地域おこし協力隊
左から波多野・松本・中村

有料広告

～中小企業・小規模事業者の生産性革命を支援する制度について～

生産性向上・制度変更への対応に取り組む中小企業が利用できる補助金が用意されました。今年度は通年での公募（複数回にわたる公募）となります。各事業所で充分なご準備のうえ、それぞれの締切日までに申請してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも設備投資や販路開拓、事業継続力強化などに取り組む事業者に対しては加点措置等が講じられます。

公募スケジュールや加点措置など、詳しくは各補助金の公募要領をご確認ください。

◆ものづくり補助金…

新製品・サービス開発・生産プロセス改善等に必要な設備投資を支援

・補助上限額1000万円、補助率1/2（小規模事業者は2/3）

・**2次締切**5月頃、**3次締切**8月頃、**4次締切**11月頃、

5次締切令和3年2月頃

<事務局>全国中小企業団体中央会



◆小規模事業者持続化補助金…

経営計画を策定して販路開拓等の取組みを支援

・補助上限額50万円、補助率2/3

・**2次締切**6月5日（金）、**3次締切**10月2日（金）、

4次締切令和3年2月5日（金）

※申請書は世羅町商工会を經由して広島地方事務局へ提出します。

<広島地方事務局>広島県商工会連合会



◆IT導入補助金…

IT技術導入による業務効率化を支援

・補助額 A類型30万円～150万円 B類型150万円～450万円、補助率1/2

・**2次締切**6月頃、**3次締切**9月頃、**4次締切**12月頃

（制度内容、予定は変更される場合あり）

<事務局>一般社団法人サービスデザイン推進協議会



[お問い合わせ先] 世羅町商工会 ☎22-0529



安楽院本堂

現在は、保存のために庫裏の隣へ移築されている。



附属指定の安楽院三門（山門）
現在でも参道沿いに立地している。

今高野山の子院安楽院の本堂は、寄棟造・書院造で、地方豪族が住宅を寄進したものと考えられている。昭和29年（一九五四）に一部焼損したが修復され、三門（山門）を残して、本堂は昭和40年（一九六五）に保存管理のために現在地に移築された。室町時代の建築で、舟肘木や欄間に時代の特徴が表れている。

三門（山門とも書く）は四脚門で、柱の礎盤に石を使用せず、柱そのものを礎盤として使用した珍しい形であり、室町時代末期（安土桃山）～江戸初期の建築である。

寺伝では慶長11年（一六〇六）、広島藩主福島正則が領国巡視の際、当地に来て安楽院に止宿、この時にシリーズNo.101で紹介の「金銅製仏舍利塔」一基（町重文）を奉納している。また、明治時代には旧世羅郡小世良村出身の多田道子による「私立裁縫所」（世羅高等学校の前身校のひとつ）の校舎としても利用され、東京大妻学院創立者の大妻コタカ女史をはじめ、多くの卒業生を輩出している。

広島県重要文化財
あんらくいんほんどう
安楽院本堂

つげたりさんもん
附三門（山門）

一棟

昭和30年（一九五五）1月31日指定
所在地 世羅町大字甲山（今高野山龍華寺）

わがまちの文化財
シリーズ 133

12/1

「小さな親切」運動 活動報告

「小さな親切」運動 広島中部支部は、日ごろよりお世話になっている地域に感謝の気持ちをこめて、世羅町商工会女性部主催の今高野山道の清掃奉仕活動に支部5人が参加しました。

【参加者】

- ・「小さな親切」運動 広島中部支部
事務局長 永山 康二 他4人



「小さな親切」運動 広島中部支部の皆さん

1/24

「小さな親切」運動 活動報告

「小さな親切」運動 広島中部支部は、世羅高等学校の生徒80人がボランティアで3年前より甲山廿日えびすの終了後、清掃を行っている活動に対して感謝の気持ちをこめて実行章を贈呈しました。

【表章者】

- ・広島県立世羅高等学校

【出席者】

- ・「小さな親切」運動 広島中部支部
事務局長 永山 康二



世羅高等学校 生徒会長 高藤 直さん

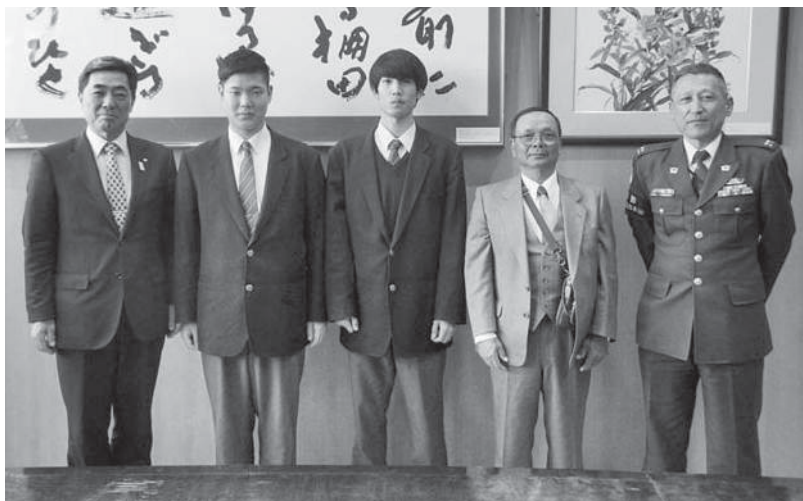
3/9

自衛隊入隊者来庁

今春、自衛隊に入隊する古川アユムさん（井折）、古市純平さん（東神崎）が世羅町役場に来庁されました。

町長から「がんばってください。」との言葉をかけられ、「精一杯がんばりたい。」「国を守るために体力づくりをしていきたい。」と決意を述べられました。

これからの活躍が期待されます。



左2人目から古市さん、古川さん、津島自衛官募集相談員

令和2年度移動町長室の開催

町民のみなさんと行政の協働による「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」をめざすため、移動町長室を開催します。

開催日時・場所

令和2年5月・7月（閉庁日を除く）

概ね10時から20時までの間で、1時間程度

会場は、原則開催希望団体等で確保してください。

募集団体

町内で活動する団体等で世羅町のまちづくりに
ついて町長と懇談を希望する団体。

参加者は概ね10人以上20人程度までとする。

*多くの参加者と十分な意見交換ができる範囲と
します。

テーマ

議論したいこと、知りたいことなどテーマを団
体内で取りまとめてください。

そのテーマに沿って意見交換を行います。

申し込み

開催希望日の概ね1カ月前までに企画課自治振
興係へ申し込みください。

町長の日程調整を行い、順次開催します。

【お問い合わせ先】

企画課 自治振興係

☎2213206

無料登記相談会の開設

- ・地図などの見方が分からない。
- ・登記申請書の書き方を知りたい。

- ・相続について教えてほしい。
 - ・会社の役員変更登記をしたい。
- など、登記に関することなら何でもお気軽にご相談ください。

開設場所	役場2階会議室		
時 間	9時～12時		
開 設 日	第2水曜日		
5月13日	6月10日	7月 8日	
8月12日	9月 9日	10月14日	
11月11日	12月 9日	1月13日	
2月10日	3月10日		

地元の専門家のご協力で開設します。

【お問い合わせ先】

総務課 総務係

☎2211111

広島広域都市圏 サンプルッチェ広島 共同応援の実施（参加者の募集）

概要

広島広域都市圏の住民から参加者を募り、中国
地方で唯一のJ1プロサッカーチームであるサン
フレッチェ広島の共同応援を行うことにより、住
民の交流を促すとともに、広島広域都市圏のPR
を行います。

主催

広島広域都市圏協議会

内容

- (1) 日 時：5月31日（日） 14時キックオフ
- (2) 対戦相手：横浜FC
- (3) 会 場：エディオンスタジアム広島
※現地集合
- (4) 募集人数：160人（申込多数の場合は抽選）
※広島広域都市圏内にお住まいの
方が対象
- (5) 参加費：大人3,000円、高校生以下1,
500円（席が不要の未就学児は
無料）
- (6) 応援方法：メインS指定席（ホーム東）で広
島広域都市圏としてまとまって応
援
- (7) その他：サンプルッチェ広島の選手のサイ
ンをプレゼント（1グループ1枚）

【お申込み・お問い合わせ先】

往復はがきに（1枚に5人まで）、参加者全員の
住所、氏名、年齢（学生の場合は学年）、電話番号と
「サンプルッチェ共同応援希望」の旨を記入し、4
月24日（金）※消印有効までに、下記事務局へ。広
域都市圏ホームページからもお申込みができます。
※小学生以下の場合、大人の同伴が必要です。

〒730-8586（住所不要）

広島市役所広域都市圏推進課 広島広域都市圏
協議会

☎082150412017

※広島広域都市圏は世羅町を含む広島県17市町、
山口県7市町で構成されています。

指定管理者を 次のおり選定しました

施設の利便性や快適性の向上及び維持管理業務の合理化を図るための指定管理者制度導入にあたり、次のおり指定管理者を選定しました。

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

施設名	指定管理者名
世羅の宿ひがし	東自治会
せらにし青少年旅行村 いこいの広場等	特定非営利活動法人 ふるさとの森せらにし
八田原グリーンパーク	Sera Green Tourism 代表幹事 有限会社ジャパングリーンサービス

【お問い合わせ先】

商工観光課 観光振興係

☎2213216

令和2年度「旬の野菜づくり入門 教室(春夏野菜編)」について

日程・内容

開催月日	講座内容	現場研修
4月21日(火)	果菜類の植え付けと 土づくり	果菜類の 栽培管理
5月19日(火)	果菜類の整枝と 病虫害防除	果菜類の 栽培管理
6月16日(火)	果菜類の管理	果菜類の 栽培管理

※いずれも9時30分～12時

会場

福山市園芸センター大会議室及び園
内ほ場(福山市金江町藁江609番地)

受講料 無料

定員

20人(福山市を除く備後圏域内市
町に住所のある方)

申込期間

4月1日～4月17日

申込方法

電話による受付 ※申込者多数の

場合は先着順となります。

【申込・問い合わせ先】

福山市地産地消推進課
☎084192811242

危険物取扱者試験準備講習会 (令和2年度・前期)

講習日

5月19日(火)

講習場所

三原市消防本部

講習種類

乙種第4類

申込期間

4月中旬から配布(定員になり次第終了)

申込書配布場所

三原市消防署北部分署・
世羅西出張所

世羅西出張所

☎3712717

※ご不明な点については、三原市消防署北部分署までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

三原市消防署北部分署

☎2213737

世羅西出張所

☎3712717

ふるさとの道づくり事業 (町道)の拡充について

町道を安全で安心に通行できるようにするため、地域のみなさんによる町道の整備について、整備に要する費用の一部を補助しています。

令和2年度から、センチピートグラス(ムカデ芝)による路肩及び法面の防草対策について、新たに補助対象として拡充します。

拡充する補助対象事業

センチピートグラスによる路肩及び法面の防草対策

(法面は、路肩から幅3.0m以内の範囲とする)

5月29日(金)までに申請を行ってください。

て。

【お問い合わせ・申請先】

建設課 管理係

☎2215309

お詫びと訂正

広報せら3月号に掲載した内容に誤りがありました。

○表紙

誤：三好人形

←

正：三次人形

ここに訂正し、お詫びいたします。



図書館だより



休館日 甲山図書館 (☎22-4515):水曜日
 世羅図書館 (☎22-1022):木曜日
 せらにし図書館 (☎37-2511):火曜日

ありがとうございました



- 「心を強くする」サーシャ・バイン／著 町民の方より
- 「鬼滅の刃2 片羽の蝶」吾峠呼世晴／原著 町民の方より
- 「日本を亡ぼす岩盤規制」上念司／著 宮野正順様より
- 「せらの子 第六十号」3冊 世羅教育研究会様より

- 「合併十年の歩み」ほか7冊 相澤冬樹／著 京面裕也様より
- 「火の路」松本清張／著 ほか8冊 永久洋子様より
- 「せらの子 第六十号」3冊 松田忠信様より

図書館からのお知らせ

「寄贈いただきました」

「安倍官邸 vs. NHK」

今月のおすすめ

「たのしい手づくりり子そだて」

良原 リエ／著



す。手づくりを楽しむためのコツとポイントも掲載。

長袖Tシャツから袖パント、
 シャツからお弁当包み&箸袋。
 パパ・ママの服やハギレから
 子どもの服や小物を作るリメ
 イク術や、子どもと一緒に楽
 しむ手づくり遊びを紹介しま

新着図書



甲山図書館

【一般書】

- 「老人初心者の覚悟」阿川 佐和子／著
- 「僕は何度でも、きみに初めての恋をする。」 沖田 円／著
- 「大丈夫、なるようになるから。」 赤木 春恵／著
- 「まんがで身につく「伝える力」」池上 彰／著
- 「できない相談」 森 絵都／著
- 「お金に強い子どもの育て方」 日経マネー編集部／編集
- 「ローカル線で行こう！鉄旅ガイド」 やまもと のりこ／著

【児童書】

- 「あたまをつかった小さなおばあさんがんばる」 ホープ・ニューウェル／作
- 「ちび竜」 工藤 直子／文
- 「みらいのえんそく」ジョン・ヘア／作
- 「このほんよんでくれ！」 ベネディクト・カルボネリ／文
- 「みけねえちゃんにいうてみな」 村上 しいこ／作



世羅図書館

【一般書】

- 「思い出の修理工場」石井 朋彦／著
- 「神前酔狂宴」 古谷田 奈月／著
- 「モノのはじまりを知る事典」 木村 茂光／著
- 「日本のしきたり英語表現事典」 亀田 尚己／著
- 「ひろしまのすごい社長たち」 南々社編集部／編著
- 「清く貧しく美しく」石田 衣良／著
- 「オーガ<ニ>ズム」阿部 和重／著

【児童書】

- 「映画すみっぐらし」とびだす絵本とひみつのコ」 サンエックス／原作
- 「もいもいどこどこ？」市原 淳／作
- 「すきっていわなきやだめ？」 辻村 深月／作
- 「あったらいいな、こんな義足」 斎藤 多加子／著
- 「100年たったら」石井 睦美／文



せらにし図書館

【一般書】

- 「夢見る帝国図書館」中島 京子／著
- 「抵抗都市」 佐々木 譲／著
- 「ちゅうごく山歩き vol.6」松島 宏／著
- 「すこしおなかすいてきた」林 木林／作
- 「小さな幸せが見つかる世界のおまじない」 亀井 英里／絵
- 「小説映画空母いぶき」 かわぐち かいじ／原作
- 「ジョッキーズ・ハイ」島田 明宏／著
- 【児童書】
- 「魔法のたいこと金の針」茂市 久美子／作
- 「いただきます」を考える」 生源寺 真一／著
- 「パンダしりとりにコアラしりとりに」 石津 ちひろ／ことば
- 「希望の図書館」 リサ・クライン・ランサム／作
- 「ゆきのけっしょう」武田 康男／監修
- 「太陽とかげ」 藤井 旭／監修
- 「への本」オナラファクトリー／著

貸出の多かった本

「すぐ死ぬんだから」	内館 牧子／著	6回
「ライオンのおやつ」	小川 糸／著	6回
「一切なりゆき」	樹木 希林／著	5回
「樹木希林120の遺言」	樹木 希林／著	5回

予約の多かった本

「線は、僕を描く」	砥上 裕将／著	4回
「反日種族主義」	李 栄薫／編著	4回
「一切なりゆき」	樹木 希林／著	3回
「ケーキの切れない非行少年たち」	宮口 幸治／著	3回



2月届出分

お健やかな成長を
お祈りします。



※「広報せら」では発行月の前々月に届出のあった出生について、承諾された方のみ「すこやかに」の欄へ掲載させていただきます。



人口と世帯

3月末現在 () は前月比
人口 15,885人 (-117)
男 7,526人 (-50)
女 8,359人 (-67)
世帯 6,879世帯 (-8)
※住民基本台帳を基にしています。

今月の納付は…

国民健康保険税……………随時分
介護保険料……………随時分
後期高齢者医療保険料……………随時分

納期限 4月30日(木)

納税は口座振替で

口座振替を利用される方は預金残高の確認をお願いします。

【お問い合わせ先】 税務課収納係 ☎22-5300
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

後期高齢者医療保険料について

【お問い合わせ先】 健康保険課係 ☎25-0134
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

5月 休日当番医のお知らせ

3日(日) うらべ医院 ☎25-0116
4日(月) 公立世羅中央病院 ☎22-1127
5日(火) 公立世羅中央病院 ☎22-1127
6日(水) 瀬尾医院 ☎22-1148
10日(日) さともとクリニック ☎22-0222
17日(日) 岸医院 ☎37-2222
24日(日) 藤原眼科 ☎22-0077
31日(日) 正覚クリニック ☎25-2251

救急医療 (24時間体制)

公立世羅中央病院 (2次救急指定病院) ☎22-1127

※都合により、変更になる場合があります。受診する前に医療機関へお問い合わせください。

夜間の子ども救急電話相談 (19時～翌朝8時)

プッシュ回線・携帯電話 局番なしの#8000
それ以外の電話回線 082-505-1399

※詳細は広島県ホームページをごらんください。



町内の交通死亡事故発生状況

○3月末現在の交通事故発生状況

区分	町内の全交通事故数			町内の高齢者の交通事故数		
	令和2年	平成31年	減増	令和2年	平成31年	減増
人傷事故	3	5	-2	2	2	0
死者	0	0	0	0	0	0
傷者	3	6	-3	1	4	-3
物損事故	89	69	20	38	36	2

交通死亡事故ゼロ継続 885日



3月の三原市消防署 北部分署出動状況

●火災出動

	建物	林野	車両	他	計
北部分署	1	0	1	3	5
世羅町	1	0	1	2	4

●火災の場合は…

- ①火災場所 (地区名・目印・道順など)
- ②火災状況 (建物火災・林野火災など)
- ③通報者の名前・電話番号

●救急出動

	交通	負傷	急病	他	計
北部分署	3	9	35	11	58
世羅町	3	8	32	8	51

●救急の場合は…

- ①救急場所 (地区名・目印・道順など)
- ②病気・けがの状況
- ③通報者の名前・電話番号

Happy Birthday

はじめてのおたんじょうび
4月で満1歳になるお子さんです



※「広報せら」では発行月に満1歳になるお子さんについて、承諾された方のみ「Happy Birthday」の欄へ掲載させていただいています。



花夢の里 ネモフィラ



大豊農園 梨の花



撮影場所について
個人の施設については事前に
許可を得て撮影・掲載しております

地域おこし協力隊が
感じた世羅町の魅力を
発信していきます

Vol.13

広報 せら 2020.4

発行日 2020年4月15日
発行と編集 世羅町企画課
〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1
☎0847-22-1111(代)
FAX0847-22-2768
メールアドレス kikaku@town.sera.hiroshima.jp
ホームページ



(この広報は再生紙・大豆油インクを使っています。)

◆あどがき
春の日差しが心地よい季節となりました。新年度が始まり新しい環境で生活をスタートされた方も多いのではないのでしょうか。
さて、世界各地で新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっています。世羅町でも予定されていたイベント等の中止・延期が発表されています。また、ドラッグストアなどでもマスクが完売し、マスクの入荷日には朝早くから大行列ができています。
不要な外出をさげ、外出された際には手洗いうがいをするなど、感染拡大防止に努めていきましょう。
年度初めで大変な時期ですが、健康に気をつけてがんばっていきましょう。

古山